



防犯カメラ設置による 「安全・安心なまちづくり」の 推進に関する協定を締結



近年、街頭に設置されている防犯カメラの情報が、犯罪など事件の早期解決につながる例が増加しており、犯罪発生のおおきな抑止力になっていきます。

そこで、4月28日、住民の安全確保と街頭犯罪などの抑止を図り、安全で安心な地域づくりを推進するため、富田林警察署と本市、太子町、河南町、千早赤阪村が、防犯カメラ設置によ

る「安全・安心なまちづくり」の推進に関する協定を締結しました。

警察署と管内にある複数の市町村が合同で、防犯カメラ設置に関する連携協定を締結するのは府内では初めてのケースで、横断的な連携による効果的・効率的な防犯カメラの設置、運用が期待できます。

市内100カ所に市設置型の防犯カメラを設置

富田林警察署と連携した28年度緊急対策事業として、市内危険箇所をはじめ、公共施設や通学路、公園、乗降客が集中する駅前など市内100カ所に市設置型の防犯カメラを設置します。

設置にあたっては、富田林警察署の全面協力を得て、「犯罪防止、犯罪抑止など防犯対策として最大限の効果」が期待できること、また、「犯罪が発生した場合の捜査に貢献でき早期解決につながる」などを勘案し、順次設置場所を選定し、設置を進めていきます。

本市では、引き続き犯罪が起これにくい環境整備を実施し、防犯対策のさらなる向上に取り組んでいきます。

問い合わせ 総務課（内線341）

富田林病院

最新鋭のアンギオ装置（血管造影装置）を導入

カテーテル検査・治療を再開しました

富田林病院では、循環器内科診療のさらなる充実を図るため、最新鋭のアンギオ装置（血管造影装置）を導入しました。

これにより、カテーテルを用いた、狭心症・心筋梗

塞などの検査や血管内治療をすることが可能となり、緊急を要する心臓疾患にも適切に対応できるようになる他、循環器疾患の早期発見にもつながることができるようになりました。



アンギオ装置（血管造影装置）

富田林病院では、今後も医療体制の充実を図っていきます。

問い合わせ 富田林病院（☎29）1121

住所や氏名に変更があった場合はマイナンバーカードなどの変更手続きを



住民異動の届け出（転出届・転入届・転居届など）や婚姻などにより住所・氏名に変更があった場合には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」に記載されている住所・氏名を最新のものにしておく必要があります。

住民異動の届け出や婚姻届の提出などの手続きで窓口へお越しの際には、各カードの住所・氏名の書き換えも併せてしますので、忘れずに持参してください。

※各カードの住所・氏名の書き換えは、市役所1階市民窓口課でのみ受け付けます。

マイナンバーカードの申請手続きを

27年11月末から12月中旬にかけてお届けした「通知カード」に添付された申請書に必要事項を記入し、証明用写真を貼って、同封の返信用封筒で郵送してください。

スマートフォンやパソコンなどからの申請も可能です。詳しくは「通知カード」に同封の案内、またはマイナンバーカード総合サイト [https://www.kojinbango-card.go.jp/] をご覧ください。

※申請書を紛失された場合や、申請書に記載されている内容（住所・氏名など）に変更があった場合は、市民窓口課（内線131、132）までお問い合わせください。

■マイナンバーカードを取得するメリット

- ・公的な身分証明書として利用できます。
- ・コンビニエンスストアなどで、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「市・府民税証明書（現年度分）」が取得できます。
- ・各種行政手続きのオンライン申請が利用できます。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）、マイナンバー総合フリーダイヤル [☎0120(95)0178]

「平成28年熊本地震」への 本市の取り組み状況 (5月19日現在)

4月14日に発生した、熊本地方を震源とする最大震度7の地震以降、熊本県、大分県を中心に相次いで地震が発生し、大きな被害が出ています。

この災害でお亡くなりになられた皆さんに哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

本市では、被災された地域の一日も早い復興のため、4月18日に支援対策本部を設置し、被災地支援の取り組みを実施しております。
5月19日現在の本市における取り組み状況は次のとおりです。

義援金の受け付け

市民の皆さんからの義援金を次のとおり受け付けていますので、温かいご支援をお願いします。

皆さんから寄せられた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地へ送られます。
なお、5月19日現在で、市民の皆さんや町会(自治

会)、企業などから441万9437円の義援金が寄せられています。ご協力ありがとうございます。

受付期間 6月30日(休)まで

受付場所 市役所2階地域福祉課、金剛連絡所

※いずれも土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで受け付け。

※この義援金は、税制上の

優遇措置の対象となりま

す。ただし、控除を受ける

際には受領証が必要となり

ますので、義援金受け付け

の際に申し出てください。

※金融機関での、義援金の

受付口座など詳しくは、日

本赤十字社のホームページ

(<http://www.jrc.or.jp/contribute/help/28/>)を

ご覧ください。
募金箱の設置 市内公共施設に募金箱を設置していま

市からの見舞金など

4月26日、市長が熊本県大阪事務所を訪問し、熊本県の一日も早い復旧・復興を願って、市からの見舞金100万円と市議会および市職員による義援金60万円を同事務所長に直接手渡しました。



人員派遣

4月16日に、第1次緊急消防援助隊(救急隊、1隊3人)を派遣し、熊本県阿蘇郡南阿蘇村において、倒壊家屋における人命検索・救護活動をはじめ、避難所における住民の救護活動や



医療機関への搬送の任務にあたりました。

また、4月19日に、第1次緊急消防援助隊の交代要員として、第2次緊急消防援助隊(1隊3人)を派遣しました。

被災者の受け入れ体制

被災者を受け入れる準備として、市営住宅の確保とともに、生活用品の準備を

支援物資

被災地では物資不足が解消されつつあることから、しばらくの間、支援物資の受け付けを見合わせている状況です。

今後につきましては、被災地からの要請状況を踏まえ、府などと連携しながら対応を進めていきます。
※支援に関する最新情報は、市ウェブサイトのトップページ「熊本地震関連情報」をご覧ください。
問い合わせ 支援対策本部 (内線9501)

「富田林市新たな総合ビジョン」の策定に向けたアンケート調査およびワークショップにご協力を

本市では、「第4次富田林市総合計画」の計画期間が28年度までとなっていることから、今後のまちづくりの指針となる「富田林市新たな総合ビジョン」の策定に取り組んでいます。

このたび、「富田林市新たな総合ビジョン」の策定に向けて、市民の皆さんから幅広いご意見をいただくため、アンケート調査およびワークショップを実施します。

無作為に抽出された人にアンケート調査票やワークショップへの参加依頼書を郵送しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 政策推進課 (内線515)

参議院議員通常選挙が 実施されます

選挙権年齢が「満18歳以上」になります

公職選挙法の一部が改正され、今夏に実施される参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。皆さん、投票に行きましょう。

なお、投票日に投票所に行くことができない人のために、不在者・期日前投票制度がありますのでご利用ください。

郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を有し、投票所に行くことが困難で次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

身体障がい者手帳の記載内容

- 両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がいがある人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいがある人
- 1・2級の人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいがある人
- 1・3級の人
- 免疫・肝臓の障がいがある人
- 3級の人

戦傷病者手帳の記載内容

○両下肢、または体幹の障がいがある特別2項症の人

○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいがある特別3項症の人

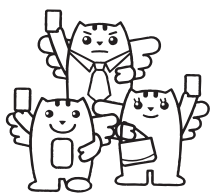
○介護保険被保険者証の記載内容

○要介護状態区分が要介護5の人

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

※投票用紙は、同証明書を添えて投票日の4日前までに同委員会へ請求してください。



指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院、入所されている人で投票所に行くことができない人は、その施設で不在者投票ができます。

滞在地での不在者投票

一時的に遠隔地に滞在している人は、選挙管理委員会に投票用紙などを請求すると滞在先に郵送します。で、最寄りの市区町村の同委員会です。不在者投票ができます。

※郵送での手続きとなりますので、お早めに請求してください。

市役所と金剛連絡所で期日前投票ができます

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当し、投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

とき 選挙期日の公示（告示）日の翌日～選挙期日の前日、午前8時30分～午後8時（土・日曜日、祝日を含む）

ところ 市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール

※基本的な投票手続きは、投票日の投票所における投票手続きと同じです。ただし、宣誓書の提出が必要となります。

手話通訳者の派遣

投票日に投票所へ手話通訳者を派遣することができます。希望される人は、投票日の前日までに選挙管理委員会までご連絡ください。

■「選挙のお知らせ」などの郵送

視覚に障がいのある人などには、府選挙管理委員会（☎06(6944)9118）から選挙公報や投票方法などを録音したカセットテープ「選挙のお知らせ」、または点字版の選挙公報を郵送しますので、希望する人は同委員会まで申し込んでください。なお、すでに申し込んだことがある人にはこれまで通り郵送します。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）・FAX(24)3900

後期高齢者の歯科健診が始まります

後期高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、6月1日(木)より、歯科健診を実施します。

実施期間 6月1日(木)～29年3月31日(金)

※実施医療機関は、4月下旬に送付した、後期高齢者医療健康診査受診券に同封のチラシをご覧ください。

内容 問診、口腔内診査

対象者 本市に住民登録をしている、次の生年月日の人

- ・昭和15年4月2日～16年4月1日生まれの人
- ・昭和10年4月2日～11年4月1日生まれの人

費用 無料（実施期間内に1回）

※ただし、治療にかかる費用は有料。

持ち物 後期高齢者医療被保険者証

申し込み 6月1日(木)～、実施医療機関へ
※生活保護世帯の人は、保健センター（☎(28)5520）へ。

問い合わせ 対象者かどうかや受診方法については、福祉医療課（内線158、159）、健診の内容については、保健センター



「住宅用太陽光発電システム」 「家庭用燃料電池」

の設置費を補助します

本市では、地球温暖化防止と未来に向けたまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費の一部補助を実施します。

また、地球温暖化防止と家庭用燃料電池の普及を図ることを目的に、家庭用燃料電池の設置に要する経費の一部補助を新たに実施します。

●住宅用太陽光発電システム

補助対象 住宅の屋根などへの設置に適した逆潮流ありで連携し、太陽電池の最大出力が10^キワット未満のシステム(未使用品に限る)
対象者

◆自らが所有または居住する市内の住宅(集合住宅を除く)に対象システムを設置した人または設置しようとする人

◆市内に、対象システム付き住宅を購入した人または購入しようとする人

◆自らが所有し、事業に供している市内の建築物を、災害時に緊急的な一時避難所として利用することについて本市と協定を締結し、当該建築物に対象システムを新設する人

※いずれも市税の滞納がない人で、28年4月1日から29年3月31日(金)までに対象システムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結した人または締結しようとする人に限ります。また、過去にこの補助を受けたことのない人に限ります。

補助件数 150件程度
補助金額 対象システムの最大出力1^キワットにつき3万円で、上限9万円(3^キワット)まで

●家庭用燃料電池

補助対象 (一社)燃料電池普及促進協会の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されている機器(未使用品に限る)
対象者

◆自らが所有または居住する市内の住宅(集合住宅を除く)に対象設備を設置した人または設置しようとする人

◆市内に、対象設備付き住宅を購入した人または購入しようとする人

※いずれも市税の滞納がない人で、同補助金の交付決定を受け、対象設備を取得した日(同補助金に係る「取得財産等管理台帳」に記載された取得年月日)が28年4月1日以降の人に限りま



補助件数 100件程度
補助金額 5万円

申し込み

いずれも7月1日(金)〜29年3月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時〜午後5時30分)までに申込用紙に必要事項を記入し、必要

書類を添付して市役所4階みどり環境課(7月1日(金)、午前9時〜正午のみ市役所地下北館会議室)へ持参
※申し込みは一人につき1申請とします。
※予算の範囲を超えた場合は、申し込みを締め切りません。

※申込用紙および申込要領は6月24日(金)〜みどり環境課で配布、または市ウェブサイトの各課のページ「みどり環境課」からダウンロードもできます。
問い合わせ みどり環境課(内線432)

低所得の高齢者向けの

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」

の受付場所が変わります

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の市役所の受付場所が6月6日(月)〜地下904会議室から2階特設受付へ変更となります。
また、金剛連絡所2階特設受付での申請受け付けを6月30日(木)をもって終了します。

支給対象者かどうかの確認や申請書の必要な人はお問い合わせください。
※支給対象者の要件は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でもご覧いただけます。



申し込み 8月2日(火)までに、申請書に必要な書類を添えて、郵送で☎584・8511常盤町1の1 臨時福祉給付金支給担当へ
※市役所および金剛連絡所2階特設受付窓口への持参も可(いずれも土・日曜日、祝日を除く午前9時〜午後5時30分。ただし、金剛連絡所は6月30日(木)まで)。
問い合わせ 市給付金専用コールセンター(☎0570(077)765)

7月23日(土)、24日(日)開催

富田林ドリームフェスティバル

～当日のイベント参加者を募集～

選手の花道

スタメンキッズ

ペアキャッチボール

富田林ドリームフェスティバル(ウエスタン・リーグ公式戦「オリックス・バファローズ」VS「広島東洋カープ」)で催される次のイベントへの参加者を募集します。

①選手の花道

花道を作って、守備にくくバファローズの選手を送り出します。
とき 7月23日(土)

②スタメンキッズ

守備につくバファローズの選手を守備位置で出迎えます。
とき 7月23日(土)

③ペアキャッチボール

試合開始前に、グラウンドでキャッチボールを楽しみます。
とき 7月24日(日)

※いずれも雨天中止。

ところ 富田林バファローズスタジアム

対象者 いずれも本市在住の当日の試合観戦者で、①

は小学1～3年生、②は小学4～6年生、③はボール

(硬球不可)とクラブを持

参できる人のペア

定員 ①20人、②10人、③

30組

参加費 無料

申し込み いずれも6月20

日(月)(必着)までに、往復

はがきにイベント名、参加

者の住所、氏名、年齢(学

年)と返信用はがきに宛名

を記入し、☎584・8511常盤町1の1 生涯学習課(☎200390)へ(申し込み多数の場合抽選)※申し込みは一人(一組)一通まで。
※結果は27日(月)までに、返信はがきでお知らせします。
※詳しくは市ウェブサイト各課のページ「生涯学習課(スポーツ振興)」をご覧ください。

地域防災マップの

作成を支援します

本市では、地域の皆さんが主体となり、防災に関する共同作業を通して、町内でコミュニケーションを図ることや、地域における防災対策に役立てていただくために地域防災マップの作成を支援しています。

これは、町会(自治会)などの地域内の危険箇所や近隣の待避場所など、地域の皆さんが調査した情報を地図に記入していただき、その地図に市が緊急連絡先などを記載したものを、防

災マップとして世帯数分印刷し、データとともに皆さんにお渡しするものです。

補助対象団体 町会(自治会) または町会(自治会)

などを含む複数の団体で構成する連合体

※規模の小さい町会(自治会)については、隣接町会(自治会)と合同での作成

をご検討ください。

申し込み 6月6日(月)～7

月20日(水)までに危機管理室(内線9502)へ

※作成には、所定の手続き

地域防災訓練補助金の活用を

大規模災害発生時は、自助や共助といった地域での助け合いの行動が減災につながります。

そのためには、日頃から地域コミュニティの形成を図ることが重要です。

災害時にはほとんどの市立小学校が指定避難所となっており、本市では地域防災力の強化を支援するため、小学校区単位で実施する防災訓練に対して補助金を交付しています。この補助金を活用し地域ぐるみで災害時の対応を身に付けましょう。

補助対象事業 小学校区単位で実施する避難訓練、消火訓練、救急救助訓練などの防災訓練

補助対象団体 1小学校区内の複数の町会(自治会)による連合体、または町会(自治会)を含む複数の団体で構成する連合体

補助金額 10万円を限度に1団体につき年1回

申し込み 危機管理室(内線9502)へ

※交付には、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

町会(自治会)にご加入を

が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。
※8月に作成支援説明会を開催します。地域防災マップの完成は29年3月頃を予定しています。

地域住民がさまざまな活動を通じてお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、地域において町会(自治会)が組織されています。町会(自治会)では、地域の集会所、防犯灯、ごみ置き場などの維持管理や、地域美化、交通安全、防犯、防災などさまざまな問題に取り組んでいます。このように町会(自治会)は、最も身近で、地域にとつて欠かせない存在で、地域住民の支え合いが明るく住みよいまちづくりにつながります。できるだけ多くの皆さんに町会(自治会)活動についてご理解をいただき、町会(自治会)への加入をお願いいたします。
問い合わせ 市民協働課(内線473)

水害・土砂災害対策

日頃から気象情報の入手方法を 確認しておきましょう

近年、集中豪雨の多発により全国各地で床上浸水や土砂災害による被害が相次いでいます。

これから梅雨や台風などにより雨が増える季節を迎えますが、地震と違い、水害や土砂災害はある程度の予測が可能です。日頃から家の周りの危険箇所や避難場所などを確認し、非常持ち出し品の用意をすることにも、市からの避難情報などの入手方法を確認するなど、災害への備えをしておきましょう。また、気象情報などを早期に収集し、早めの避難行動を取ることができ、被害を抑えることができます。テレビ、ラジオ、インターネットなどでこまめに情報を確認してください。

水害対策

本市では、石川、佐備川、千早川、梅川、太井川、宇奈田川および東除川の流域において、浸水想定区域が設定されています。また、

石川は「洪水予報河川」として「はん濫注意、避難判断、はん濫危険」などの判断基準となる水位が設定されています。集中豪雨により河川の水位が上昇し、危険水位を超えた場合、「避難勧告」などの避難情報を対象地域へ発令します。

土砂災害対策

長時間雨が降っている場合、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。「土砂災害警戒情報」は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、「避難勧告」などを発令する際の判断の参考となるよう、府と気象庁が共同で発表する防災情報です。府や気象庁のホームページで確認できる他、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。

本市では、「土砂災害警戒情報」をもとに土砂災害の危険地域へ「避難勧告」などの避難情報を発令します。

■6月は土砂災害防止月間です

近年、異常な集中豪雨により、土石流や崖崩れなどの土砂災害が発生し、全国各地で大きな被害が出ています。土砂災害が発生しやすい長雨の季節を迎え、土砂災害に対する備えや避難場所などを、この機会に再確認しておきましょう。

土砂災害は、雨によって引き起こされることが多いので、雨の量や周りの現象に十分注意してください。
市からの避難情報と市民の皆さんに取っていただく行動

次の情報を原則段階的に伝達します。

①避難準備情報

家族と連絡を取ったり、非常持ち出し品を用意したりするなど、避難の準備を開始してください。また、避難支援者は避難行動要支援者を避難させるための支援行動の準備を開始してください。

②一時避難情報

人的被害を避けるため、自宅内のできるだけ高い所などへ、一時的に自主避難してください。また、避難支援者は避難行動要支援者を必要最小限の移動で安全な場所へ避難させるための

支援行動を開始してください。

③避難勧告

人的被害の恐れがあるため、指定された避難所への避難行動を開始してください。また、避難支援者は避難行動要支援者を避難所へ避難させるための支援行動を開始してください。

④避難指示

避難所への避難を完了してください。避難中または避難を開始していない人は、周囲の状況を確認しながら速やかに避難してください。そのいとまがない場合は、命を守るための最低限の行動を取ってください。

市からの避難勧告などの情報伝達方法

- 防災無線による伝達
- 市消防団、市広報車による伝達
- 市ウェブサイトに掲載、とんだばやしメールの配信
- エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク）の配信
- スマートフォン専用アプリ「Yahoo!防災情報」への配信
- 町会（自治会）、自主防災組織などへの連絡
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの福祉関係者への連絡

その他の情報入手先

《パソコン》

- 川の防災情報 <http://www.osaka-kasen-portal.net/subou/index.html>
- 土砂災害の防災情報 <http://www.osaka-bousai.net/sabou/index.html>
- 本市の気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/2721400.html>

《携帯電話》

- 府の気象警報・注意報 <http://www.w-w-w-cds.osaka-bousai.net/mobil-e/pref/MobileWarningJmaDetail.html>
- 本市の気象警報・注意報 <http://www.jma.go.jp/jp/warn/2721400.html>



◎国土交通省防災情報提供センター
[http://www.jma.go.jp/jp/bousaijoho/n/warn/area/106/331/27214.html]



問い合わせ 危機管理室（内線9501）、土砂災害防止月間に関することは水路耕地課（内線495）

28年度 税制改正

税制改正により、28年度住民税に適用される主な項目は次のとおりです。

公的年金からの特別徴収制度の見直し

10月1日(土)以降に実施する特別徴収より、公的年金からの特別徴収制度が見直されます。

■仮徴収税額算定方法の見直し

特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の本徴収額(前年2月と同額)」から「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。

■転出・税額変更の場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が市外に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収は停止となり、普通徴収に切り替わっていました。一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなります。

「ふるさと納税」制度による寄付金税額控除の拡充

27年1月1日以降に自治体(都道府県および市区町村)に寄付(ふるさと納税)をした分について、個人住民税の特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に拡充されます。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の不要な給与所得者などが、自治体(都道府県および市区町村)に寄付(ふるさと納税)をした場合、寄付先が5団体以内であれば確定申告をしなくても寄付金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。



森林環境税の創設に伴う府民税均等割額の変更

府では、森林が果たしてきた災害防止機能をはじめとするさまざまな公益的機能を維持増進するための環境整備に必要な財源を確保するため、28～31年度までの4年間、府民税均等割に森林環境税300円を加算します。

府民税の控除対象となる寄付先に府が指定した団体(府条例指定法人等)が追加

府民税の控除対象となる寄付先に府が指定した団体(府条例指定法人等)が追加されました。
※詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ 課税課(内線111、112、117)

6月は「就職差別撤廃月間」です ～しない させない 就職差別～

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想、信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになるため、就職差別につながる恐れがあります。

府では毎年6月を「就職差別撤廃月間」と定め、さまざまな啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いします。

●就職差別110番

電話またはEメールで、採用面接時などの差別についての相談や、関係機関の紹介などをします。

とき 6月15日(水)～17日(金)、午前10時～午後6時、[☎06(6210)9518・Eメールrosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp]

※Eメールでの相談は、6月中随時受け付けています。

問い合わせ 府雇用推進室 [☎06(6210)9518]

28年度労働保険年度更新手続きは7月11日(月)までに

28年度の労働保険年度更新手続きは6月1日(水)～7月11日(月)までに済ませてください。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 申告書の記入方法については、労働保険年度更新コールセンター [☎0120(949)732] (7月19日(水)まで開設) または大阪労働局労働保険適用・事務組合課 [☎06(4790)6340]、保険料の納付については、大阪労働局労働保険徴収課 [☎06(4790)6330] ※大阪労働局ホームページ [http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/] もご覧ください。

小規模企業者などを対象に設備投資を支援します

(公財)大阪産業振興機構では、小規模企業の創業や経営の革新を図るため、府内の小規模企業者などを対象に、設備投資の支援をしています。

申請は随時受け付けていますので、ぜひご活用ください(ただし、目標額に達した場合締め切ります)。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ (公財)大阪産業振興機構 [☎06(6947)4345]

レンタサイクル 「かわつちりん」 のご利用を



環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を貸し出すレンタサイクル「かわつちりん」が、市営喜志駅地下自転車駐車場(☎246293)および富田林駅自転車駐車場(☎249479)でご利用いただけます。

電動自転車も貸し出していますので、観光や仕事、通勤、通学などにぜひご利用ください。
なお、利用方法・料金・時間など、詳しくは利用を希望される駐車場へお問い合わせください。

幼稚園教諭免許状をお持ちの皆さんへ

保育士資格取得支援 補助金制度のご利用を

国では、不足する保育士の確保に努めるため、幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園などで実務経験（3年かつ4320時間以上）のある人が、指定保育士養成施設（大学など）で特例教員8単位を修得すれば保育士資格を取得できる特例制度を実施しています。本市では、この特例制度によって保育士資格の取得をめざす人を支援するため、特例教科目の受講料の一部を補助していただきます。ぜひご利用ください。

対象者 国の保育士資格取得特例制度の要件に該当し、保育所での就労を希望する市内在住の人

補助金額 1科目(2単位)当たり7000円(上限8単位2万8000円)
※予算には限りがありますのでまずはご相談ください。問い合わせ ことも未来室(内線296)
※国の保育士資格取得特例制度の要件など、詳しくは、厚生労働省ウェブサイト「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」のページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.htm をご覧ください。

7月に、28年度市職員採用資格試験の実施を予定しています

試験職種 事務職（身体障がい者対象、IT資格者などを含む）、技術職（土木）、保育士など ※試験日や採用予定人数など詳しくは、7月号広報や市ウェブサイトなどでお知らせします。

問い合わせ 人事課（内線322）

市臨時的任用職員（アルバイト）登録者を募集

市役所などに勤務し、事務の補助をする市臨時的任用職員（アルバイト）の登録者を随時募集しています。

勤務時間 月～金曜日、午前9時～午後5時30分の間で5～7.5時間（内45分間休憩有り）など

時間給 880円（別途、市の規程による交通費を支給）

申し込み 人事課で配布する所定のエントリーシートに写真を貼って必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分に、人事課（内線322）へ（郵送不可）※エントリーシートは市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます。

「AED購入事業申請のための」 「普通救命講習会」 「AED講習」 を開催します

市地区集会所整備補助金制度のAED購入事業申請には「普通救命講習Ⅱ」修了証所持者の届け出が必要です。

修了証所持者がおられない町会（自治会）などは、この機会にご参加ください。
とき 7月5日(火)、午後1時～5時
ところ 市消防本部

内容 普通救命講習Ⅱ（成人の心肺蘇生法を主とした統一カリキュラムの4時間の講習）
対象者 同補助金制度のAED購入事業申請を予定されている町会（自治会）か

らの参加希望者
定員 50人（申し込み先着順）※1町会（自治会）につき2人まで。
参加費 無料 ※講習終了後、消防本部より、修了証が発行されます。
申し込み 6月6日(月)～20日(月)（午前9時～午後5時30分）までに市民協働課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課へ（内線473）（FAX25）9037（ファックス申し込み可）

土木工事などのときは、 埋蔵文化財包蔵地の確認を

本市には、石川の流域を中心に、多くの遺跡が分布しています。最近、開発工事などで新しく遺跡が発見される機会も増え、28年4月現在でその数は156カ所となっています。

これらの貴重な文化財を保護するために、文化財保護法では一般に知られていない埋蔵文化財包蔵地（遺跡

Ⅱ住居跡や土器などが埋まっている土地）において土木工事などをするとき、工事着手の60日前までに、

市を通じて府教育委員会に届け出て指示を受けることが義務付けられています。届け出てから指示を受け、発掘調査が必要な場合には調査完了までに日数がかかりますので、できるだけ早く文化財課で埋蔵文化財の包蔵地内であるかどうかを確認し、必要な手続きをしてください。

なお、ファクスでの位置確認もしています。
問い合わせ 文化財課（内線507）（FAX25）9037

市営葬儀のご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を実施しています。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください(市ウエブサイートの各課のページ「衛生課」からダウンロードもできます)。

対象者 お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合

市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン				簡易プラン	
自宅または集会所などで葬儀される場合		富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合		19万8000円	
大人	28万円	大人	26万円		
小人	27万7000円	小人	25万7000円		

富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

葬儀室使用料 ※午後5時～翌日午後1時まで(和室は翌日の午後3時まで)。	5万円	
霊安室使用料 ※24時間まで。	3000円	
火葬室使用料	大人	1万円
	小人	6000円
	死産児	4000円

市営葬儀指定業者

○株式会社(甲田二丁目9の10) ☎(25)0042

○有公業社(富田林町24の4) ☎(23)2064

○株式会社(富田林町24の17) ☎(23)2238

○株式会社(富田林町18の19) ☎(23)6526

申し込み 右記の指定業者の中から選択し、標準プランか簡易プランのいずれかを選び、直接申し込んでください。

※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。

問い合わせ 衛生課(内線143、147)

衛生課(内線143、147)

衛生課(内線143、147)

衛生課(内線143、147)

府道美原太子線に係る鉄道高架化工事のお知らせ

粟ヶ池を東西に横断する美原太子線粟ヶ池バイパスの工事に伴い、近鉄長野線の鉄道高架化工事が始まります。

工事は喜志駅南側から粟ヶ池南側の中野町1丁目までの約900mの区間で実施され、完成後は粟ヶ池北側の市道桜井1号線および府道美原太子線がスムーズに通行できるようになることから、周辺道路の交通渋滞の緩和、歩行者などの安全確保が期待できます。

工事期間は、6月から平成30年代半ばまでを予定しています。工事期間が長期にわたることから、騒音や車両通行規制などご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ 富田林土木事務所 ☎(25)1131、道路交通課(内線417)

自転車などの放置はやめましょう

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げになり大変危険です。また、まちの景観も損なわれます。

人の迷惑にならないよう、道路上に自転車やミニバイクなどを放置しないようにしましょう。

自転車等放置禁止区域を指定

本市では、各駅周辺の道路に「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内に放置されている自転車やミニバイクを保管所へ撤去・移送しています。

撤去された自転車やミニバイクなどは、「第一自転車等保管所」(若松町東一丁目6の27) ☎(26)3233 で返還していますが、返還時に自転車は1台1500円、ミニバイクは1台2000円の移送・保管費用を徴収しています。

駅周辺に自転車などを駐車される場合は、有料自転車駐車場をご利用ください。一部の自転車駐車場には、高校生以下の学生を対象とした学割料金も設定しています。

問い合わせ 道路交通課(内線416)



現地見学 6月1日(水) 午後2時～午後9時30分まで自由に見学いただけますので、希望者は

タイプ	広さ (m)	募集区画	永代使用料 (角地以外)	維持費 (10年分)
A	2	21区画	86万円	4万円
B	3	12区画	129万円	6万円
C	4	6区画	172万円	8万円
D	6	2区画	258万円	12万円

※全タイプ、本市に住民登録をしている人に限ります。
 ※墓石建立後、撤去済み区画があります。この区画については、埋蔵歴があることを了承する誓約書を提出していただきます。

富田林霊園の区画の使用
 者を募集します。
 募集区画 左表のとおり

富田林霊園の 使用者を募集

同霊園へ直接お越しください。土・日曜日でも現地の管理事務所の職員が対応します
申し込み 6月26日(日)、午前9時～9時30分までに市役所地下902会議室へ(申し込み多数の場合抽選)
 ※なお、抽選終了後の空き区画の受け付けは27日(月)、午前9時～、衛生課で順次受け付けます。
問い合わせ 衛生課(内線143、147)

生ごみは水を切ってから出しましょう！ ～生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください～

暑くなってくると、水分を多く含む生ごみがたくさん出ます。生ごみは、気温や湿度が高くなってくると腐敗が進み悪臭を発生します。

生ごみを捨てる時は、三角コーナー用の水切りネットなどを利用し、水分を十分切ってから出してください。また、家庭から出る生ごみ(台所ごみ)などを堆肥化する生ごみ処理機などを購入された世帯に、補助金を交付していますのでご活用ください。



対象者 市内に住居を有し、かつ家庭用生ごみ処理機器などを継続して使用することができる人

対象となる処理機器など

- ①生ごみ処理機(生ごみを粉砕して水路または下水道管へ流すタイプ、焼却処理するタイプのものは除きます) ※1世帯につき1台まで。
- ②生ごみほかしあえ容器 ※1世帯につき2台まで。
- ③ほかし剤 ※1世帯につき年間16個まで。

補助金額 機器購入価格(取り付け費用、消費税などは除く)の2分の1の額(10円未満は切り捨て)で上限2万円

※①②は、購入後1年以内に限ります。③は、今年購入したものを来年の1月～2月中にまとめて申請してください。また、購入店のポイントなどを利用し割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が機器購入価格となります。

申請に必要なもの

- 領収書、または購入店発行の販売証明書
- カタログ、または機器設置後の写真
- 振込先の分かるもの(金融機関の通帳など)
- 印鑑

※申請者、領収書(販売証明書)の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限ります。

申し込み 衛生課(内線144～146)へ

スプレー缶、カセットボンベはカン・ビンの日に出してください

スプレー缶、カセットボンベは、資源カン・ビンとして収集していますので、粗大ごみの日には絶対に出さないでください。

また、ガスが残っていると火災や爆発などの重大事故につながりますので、風通しの良い場所で穴を開けて、ガスを抜いてからカン・ビンの日に出してください。

問い合わせ 衛生課(内線144～146)

市アドプト・ロード・プログラム 登録団体募集

市アドプト・ロード・プログラムとは、市が管理する道路などの一定区間を地元町会(自治会)などのボランティア団体や企業などに、清掃・緑化などの美化活動を継続的に実施してい

ただき、市と協力して地域の環境美化に取り組む事業です。
 同プログラムの参加団体には、一定の活動区間を設定し、原則月1回以上の美化活動をしていただい

り、現在5団体が登録して活動していただいています。市は、回収したごみの処理や清掃道具の貸し出し、美化活動中の事故などに備えた保険の加入手続きおよび費用負担などの支援をします。
 市が管理する道路などを継続的に美化活動していただける団体は、ご相談ください。
問い合わせ 道路交通課(内線412、414)

6月は 環境月間です

本市では、13年度から「市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止対策の一環として、アイドリング・ストップなど経済運転の徹底や、ハイブリッド車などの低公害車を

公用車に導入する取り組みを進めています。さらに、電動自転車を導入し、近距離における移動手段として活用しています。

市民の皆さんもマイカーの使用にあたっては、「アイドリング・ストップ」「毎月20日はノーマイカーデー」の取り組みにご協力をお願いします。

また、買い物の際は自分の買い物袋を持参するか、かばんに入るときはレジ袋を断るといふほんの少しの心掛けで、ごみの量と二酸化炭素の排出量を減らすことができます。

問い合わせ みどり環境課
(内線432)

光化学スモッグにご注意ください

光化学スモッグとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線のもとで反応(光化学反応)したとき、二次的に新たな汚染物質(光化学反応生成物質)が生成されることをいいます。光化学スモッグの発生に伴う被害は、「目がチカチカする」「喉が痛いなど」の目や喉の刺激が中心で、一過性で比較的軽症のものですが、刺激を感じた人は洗顔やうがいをし、富田林保健所(☎23)2681へ連絡してください。

光化学スモッグは、晴天で日差しが強くて気温が高く、風の弱い日で金剛山がいつもより見えにくく、もやのかかったような日に発生しやすくなっています。南河内での光化学スモッグの発生状況は、ここ数年晴天で気温が高く日射の強い日が多いため、予報・注

意報とも発令回数が増加しています。

光化学スモッグ予報や注

意報が発令されますと、市役所から公共施設などに連絡し、予報の場合「緑色」の旗を、注意報の場合「黄色」の旗を掲示して周知を図っています。光化学スモッグ予報や注意報が発令された場合、できるだけ屋外での運動などを避けて、屋内に入ってください。

なお、府大気汚染常時監視のホームページ <http://talki.kankyo.pref.osaka.jp/talkikanshi/index.html>でも光化学スモッグ情報を確認できます。

また、登録するとメール配信サービスも利用できますのでご利用ください。

問い合わせ みどり環境課
(内線432)

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図るため、毎年6月の第2週は危険物安全週間となっています。

6月5日～11日は 危険物安全週間

「危険物 決める無事故の ストライク」

私たちの身の回りにはガソリン、灯油などの燃料をはじめ、塗料などは、今や日常生活に深く浸透し、必要不可欠な物となっています。

一方で、これらの物は引火性や爆発性を持つている危険物でもあるため、取り扱いを誤ると火災や漏えい事故などを発生させ、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。

市消防本部では、危険物の取扱事業所に対して安全の確保を呼び掛けますが、皆さんも危険物への理解を深めていただくとともに、取り扱いには十分注意してください。

問い合わせ 市消防本部
防課(☎23)1124

本市の節電への取り組み

本市では、日頃から市役所の省エネ対策として、消灯の励行や冷暖房温度の適正管理に努めています。

職員の服装についても、今年も例年より実施期間を拡大し、5月1日～10月31日(月)までノーネクタイなどのエコスタイル運動を実施しています。

また、電力需要がピークを迎える夏場を中心とする期間(6月1日(水)～10月31日(月))において、節電対策に取り組んでいます。本市が、引き続き実施する主な節電対策は次のとおりです。

■冷房は原則、室温が28℃を超えた場合に使用、冷房の運転は月曜日＝午前8時45分～、火～金曜日＝午前9時～、いずれも午後5時30分に停止 ※ただし、今後の状況により随時判断します。

■市役所庁舎エレベーター2基の稼働制限(午後6時～翌午前8時45分までは原則停止)

■消防本部消防署のエレベーター1基を終日停止

■金剛連絡所エレベーターの稼働制限

■職員のエレベーター使用自粛

■昼休み時、事務室の消灯徹底(来客時は除く)

■業務に支障のない範囲で事務室や廊下などの照明を消灯、退庁時の消灯徹底

■毎週水・金曜日のノー残業デーの実施

■長時間不在時のパソコンやプリンターなどの電源を切る

市役所の他、公共施設においても節電対策に取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課(内線432)

「親子平和の旅」参加者募集 ～広島平和記念式典に親子で参加しませんか～

本市では、非核平和事業の一環として、若い人たちに戦争の悲惨さや核兵器の非人道性を伝え、非核平和の願いを広げることが目的に、毎年市民の代表として広島平和記念式典に親子で参列していただいています。

今年も次のとおり参列していただける人を募集しますので、ぜひお申し込みください。

とき 8月5日(金)～6日(土)

ところ・内容 広島平和記念式典への参列、広島平和記念資料館の見学など

※参加後、感想文(800字程度)を提出していただきます。

※宿泊費と広島市までの交通費(往復)は市が負担します。

対象者 市内在住で親子平和の旅に初めて参加する小学5年生以上の子どもとその保護者
定員 1組2人

申し込み 6月20日(月)(消印有効)までに、はがきまたはEメールで住所、参加者2人の氏名・年齢(学年)、電話番号、参加にあたっての簡単な抱負を記入し、☎584-8511常盤町1の1 人権政策課(内線472) [Eメール jinken@city.tondabayashi.lg.jp] 「親子平和の旅」係へ(1家族につき1件まで、申し込み多数の場合抽選)

6月23日～29日は 男女共同参画週間

男女が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができると男女共同参画社会の実現に向けて皆さんの理解を深めるために、6月23日(木)～29日(水)までの1週間は「男女共同参画週間」と定められています。今年の同週間のテーマは「意識をカイクク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」です。

期間中は、男女共同参画社会づくりに向けて全国会議が開催されるなど、全国各地さまざまな行事が実施されます。本市では、この週間に合わせて特設で女性のための電話相談を実施したり、男女共同参画に関する資料を人権政策課、男女共同参画センターウィズ(すばるホール内)で無料配布したりします。



●女性のための特設電話相談

このたび、毎月実施している女性のための電話相談の受付時間を延長し、特設電話相談を実施します。

配偶者や恋人からの暴力、職場での人間関係や家族のこと、夫婦の問題、仕事や生き方など、暮らしの中で抱えているさまざまな不安や悩みについて、研修を積んだ女性相談員がお聴きします。

一人で悩まず、この機会にぜひお電話ください。

とき 6月28日(火)、午前10時～午後6時、☎(23)0567

問い合わせ 人権政策課(内線474)

「南部大阪都市計画錦織北二丁目地区 地区計画」の決定に係る案の縦覧

「南部大阪都市計画錦織北二丁目地区地区計画」について、次のとおり縦覧を実施します。

なお、本市在住の人および利害関係人は縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

縦覧期間 6月1日(水)～14日(火)

縦覧場所 市役所4階まちづくり推進課

意見書の提出期限 6月14日(火)まで

※意見書の提出方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ まちづくり推進課(内線459)

「市民公益活動推進と協働のための 市民会議」委員を募集

本市では、市民の皆さんから幅広いご意見をいただき、市民と行政との協働や市民公益活動をより一層推進するため、「同市民会議」を設置しています。

このたび、28・29年度の同市民会議委員を募集しますので、委員になって皆さんの知識と経験を生かしてみませんか。

対象者 ①市内で活動している市民公益活動団体(法人かどうかは問いません)

の代表者、②市内在住・在勤・在学で20歳以上の人
募集 ①②各1人(審査の上、選考)

任期 30年3月31日(土)まで

申し込み 6月6日(月)～17日(金)までに、市民協働課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課(内線469)へ(郵送不可)

※申込用紙は市ウェブサイトの各課のページ「市民協働課」からダウンロードできます。